

特定店頭商品デリバティブ取引業者の届出について

令和7年8月

商品先物取引法第349条第1項の規定に基づく特定店頭商品デリバティブ取引業者の届出については、下記により受け付けております。

記

1 特定店頭商品デリバティブ取引業者の届出

(1) 事前相談

届出前の相談に応じております。まずは電話等でお問い合わせください。届出書はあらかじめ提出しなければならないため、十分な時間的余裕をもってご相談ください。

(2) 届出書及び添付書類の様式

届出に当たっては、届出書本文及び商品先物取引法施行規則に規定する添付書類一式が必要です。

様式については以下の参考様式を使用できます。

[・特定店頭商品デリバティブ取引に関する届出書（参考様式特定1）](#)

(3) 担当者の連絡先等

事前相談及び届出書の確認の過程で、質問事項等をご連絡する場合がありますので、当該届出に係る担当者の氏名、所属部署、連絡先（電話番号及びメールアドレス）の添付をお願いします。

(4) 届出書の提出

事前相談における案文の確認が終了した後、届出書（添付書類を含む）を提出していただきます。

農林水産省関係の商品のみ：農林水産大臣宛て

経済産業省関係の商品のみ：経済産業大臣宛て

対象となる商品が両省にまたがる場合：農林水産大臣・経済産業大臣宛て（連名）

提出方法：Gビズフォーム又は電子メール等

（法人番号を有しない外国法人、GビズIDを取得できない等の場合は、電子メール等によりご提出ください。）

2 問い合わせ先、届出書提出先

(1) 農林水産省関係の商品

〒100-8950 東京都千代田区霞が関一丁目2番1号

農林水産省大臣官房新事業・食品産業部 商品取引グループ 業務監督班

電話：03-3502-8111（内線 4170）直通：03-3502-5754

メールアドレス：syotorikujiyosodan@maff.go.jp

(2) 経済産業省関係の商品

〒100-8901 東京都千代田区霞が関一丁目3番1号

経済産業省商務情報政策局 商品市場整備室 商品先物取引監督班

電話：03-3501-1511（内線 4201）直通：03-3501-5895

メールアドレス：bz1-shinsei-uketsuke@meti.go.jp

3 届出業者名簿の閲覧

届出を受理された特定店頭商品デリバティブ取引業者の名簿は、主務省のホームページに掲載しております。